

左に掲げる農林省の職員で、昭和二十四年度予算執行上の要請により、行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第一二六號）附則第三項の規定による整理と同様の趣旨に基く整理により、昭和二十四年六月一日以前に退職し、且つ、政府職員に對する退職手當の停止に關する政令によつて支給を停止されている者に對する退職手當の額については、昭和二十四年度總合均等予算の實施に伴う退職手當の臨時措置に關する政令（昭和二十四年政令第二六四號）附則第四項に規定するところにより、行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に對して支給される退職手當に關する政令（昭和二十四年政令第二六三號）の規定によるものとする。

本省の内部部局のうち舊開拓局、舊食品局の職員